



令和2年6月1日  
発行  
会津北部土地改良区  
〒966-0017  
福島県喜多方市  
閑柴町三津井字前田454-1  
TEL 0241-22-7356  
FAX 0241-22-7396  
URL [www.aizuhokubu.or.jp](http://www.aizuhokubu.or.jp)  
E-mail [info@aizuhokubu.or.jp](mailto:info@aizuhokubu.or.jp)



## 目次

・理事長挨拶	2
・第44回通常総代会開催	2
・令和2年度事業計画・予算	3
・令和2年度賦課基準と 期限内納付のお願い	6
・東北農政局会津北部建設所から	7
・事業実施状況	8
・かんがい用水の運用	10
・お知らせ	11
・届出を忘れずに	12



会津北部

三の蔵、高原から管内

組合員数 3,771人  
受益面積 4,781.7ha

## 理事長あいさつ

(第44回通常総代会挨拶 技幹)

組合員、総代の皆様には、会津北部土地改良区の業務運営・事業推進にあたり、特段の御支援、御協力を頂いておりますことに衷心より厚く御礼と感謝を申し上げます。

全国で、新型コロナウイルスの感染が拡大しており、感染症拡散防止のため国、県の指導に基づき、本総代会に限り、書面議決を特例で採用することとなりました。出席された総代の皆様には、慎重なる議案審議をお願いいたします。さて、今年の冬は、過去に例を見ないほど雪が降らず、用水不足を心配する声も聞こえてきます。かんがい期に向けて日中ダムは、順調に貯水を行っており、現時点では、用水不足の心配はないと考えております。

臨時総代会において法改正に伴う定款・規約等の改正を行い、県知事の定款変更認可を受け、令和2年度予算からは複式簿記会計方式を導入し、一般会計と大平沼発電事業特別会計の二つの会計となり、令和2年度決算時から、より明瞭に土地改良区の財務状況を組合員の皆様にお示しできるものと思います。また、現在施工中の国営かんがい排水事業においては、令和元年度に大平沼の取水塔の改修を行い、令和元年度からの三ヵ年の計画で八方頭首工の改修等が実施されております。県営水利施設等保全高度化事業では、県営施設の電気設備等の更新を行うなど国・県をはじめ関係機関の御尽力によりそれらの事業は、順調な進捗をみております。今後も、関係機関と協力しながら事業推進に努めてまいります。

なお、令和元年度の各会計の補正予算並びに令和二年度の事業計画、一般会計予算及び大平沼発電事業特別会計予算等の、全十七議案を提出いたしております。

総代の皆様には、慎重なる御審議をいただき全議案、全会一致の御議決を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが、挨拶といたします。



会津北部土地改良区  
理事長 穴澤 晃



## 第44回 通常総代会 開催



議長を務められた江花総代



審議・採決の様子

### 提出議案

- 報告第 1号 令和元年度 中間監査報告について
- 議案第 1号 令和元年度 一般会計収入支出補正予算について
- 議案第 2号 令和元年度 決済金特別会計収入支出補正予算について
- 議案第 3号 令和元年度 日中ダム等維持管理事業特別会計収入支出補正予算について
- 議案第 4号 令和元年度 大平沼小水力発電所特別会計収入支出補正予算について
- 議案第 5号 令和元年度 遠田貝沼揚水機等維持管理事業特別会計収入支出補正予算について
- 議案第 6号 令和元年度 遠田第二揚水機維持管理事業特別会計収入支出補正予算について
- 議案第 7号 令和元年度 積立金特別会計収入支出補正予算について
- 議案第 8号 地区除外等処理規程の一部改正について
- 議案第 9号 転用決済金管理運用規程の名称変更及び規程の一部改正について
- 議案第10号 職員退職給与支給並びに基金積立規程の名称変更及び規程の一部改正について
- 議案第11号 令和2年度複式簿記会計方式導入による特別会計の閉鎖について
- 議案第12号 令和2年度事業計画について
- 議案第13号 令和2年度賦課金の賦課徴収及び地区除外決済金について
- 議案第14号 長期借入金について
- 議案第15号 令和2年度一般会計収支予算について
- 議案第16号 令和2年度大平沼発電事業特別会計収支予算について
- 議案第17号 予算外負担契約（リース）について

第44回会津北部土地改良区通常総代会は、令和2年3月26日前9時より当区大会議室において、特例により認められた書面議決を採用して開催されました。

総代定数50名 現員数49名中 本人18名、書面30名の出席を得て、議長に江花裕一総代（塩川町）が選出され、議事録署名人に内海成和総代（熊倉町）原敏男総代（熱塩加納町）が指名されました。

報告1件、議案17件について慎重に審議されたのち、全議案原案のとおり可決承認決定されました。

## 令和2年度 事業計画・予算

### 1. 事業計画

#### (1) 日中ダム水系基幹施設維持管理事業

内 容	事業費	かんがい期間	水利使用規則(期間10年)
会津北部土地改良区維持管理事業計画に基づき、対象施設を適正に維持管理し、かんがい用水を供給する。	37,137千円	代かき期：5月6日～5月20日 普通期：5月21日～9月6日 非かんがい期：9月7日～翌5月5日	国営施設：日中ダム等 H30.2 農林水産大臣 県営施設：半在家等 H30.2 福島県知事 団体営施設：中江堰等 H27.2 会津北部土地改良区

※非かんがい期においては、管理対象施設の保全及び地域用水確保の観点から、  
水利使用規則に定める非かんがい許可量と年間総取水量を超えない範囲で、管理用水の通水に努める。

管理対象施設名	河川	造成主体	所有	管理形態	受益面積(ha)	諸元・付記
中央管理センター	—	農林水産省	農林水産省	受託	4,558.0	TM/TC 親局1子局27(国19・県8) 遠隔操作・監視・情報記録
松野頭首工	濁川				518.9	可動堰 河川ゲート4門 取水工右岸 最大取水量1.917m <sup>3</sup> /s
下台頭首工	田付川				445.7	可動堰 河川ゲート1門 取水工左岸 最大取水量1.663m <sup>3</sup> /s
塩川頭首工	田付川				522.2	可動堰 河川ゲート2門 取水工左岸 最大取水量1.640m <sup>3</sup> /s
大平沼ダム	濁川	福島県 (農林水産省)	土地改良区 農林水産省	譲与 受託	609.9	堤体:県営災害復旧 S43 譲与 河川法ダム 取水放流:国営かん排 H3 管理受託 有効貯水量1,848千m <sup>3</sup>
閑柴ダム	姥堂川				471.2	堤体:県営大規模かん排 S34 譲与 河川法ダム 取水放流:国営かん排 H3 管理受託 有効貯水量 935千m <sup>3</sup>
半在家頭首工	濁川	福島県	土地改良区	譲与	173.7	固定堰 土砂吐ゲート1門 取水工右岸 最大取水量0.473m <sup>3</sup> /s
松野本頭首工	濁川				392.1	可動堰 河川ゲート4門 取水工右岸 最大取水量1.502m <sup>3</sup> /s
慶徳頭首工	濁川				178.9	ゴム堰 河川ゲート4門 取水工左岸 最大取水量0.559m <sup>3</sup> /s
一の堰頭首工	田付川				149.8	起伏堰 河川ゲート3門 取水工左岸 最大取水量0.550m <sup>3</sup> /s
堂畠頭首工	姥堂川				129.4	ゴム堰 河川ゲート2門 取水工右岸 最大取水量0.456m <sup>3</sup> /s
綱取頭首工	大塩川				328.2	固定堰 土砂吐ゲート1門 取水工右岸 最大取水量1.186m <sup>3</sup> /s
諫訪頭首工	大塩川				104.9	ゴム堰 河川ゲート2門 取水工左岸 最大取水量0.338m <sup>3</sup> /s
三吉頭首工	大塩川				244.8	可動堰 河川ゲート2門 取水工右岸 最大取水量0.792m <sup>3</sup> /s
栗生沢堰	押切川	福島県	土地改良区	譲与	35.2	既設利用・県ぼ改修
中江堰	濁川	県(河川)			44.1	濁川河川改修補償施設
小塩堰	大塩川	県(河川)			41.0	大塩川河川改修補償施設
幹線用水路	—	農林水産省	農林水産省	受託	—	5路線 日中幹線用水路の一部区間は上水(市水道課)と農水(国)の共同財産
支線用排水路	—	県・土改区	土地改良区	譲与等	—	県営かん排・団体営かん排など
中の沢揚水機	—	土改区	土地改良区	土改区	8.8	松野右岸掛
無行帰沼	田付川	自然沼・県	土地改良区	土改区	13.5	ため池

※受益面積は水利使用規則・重複あり

#### (2) 遠田貝沼水系揚水機等基幹施設維持管理事業

内 容	事業費	かんがい期間	水利使用規則(期間10年)
会津北部土地改良区維持管理事業計画に基づき、対象施設を適正に維持管理し、かんがい用水を供給する。	3,925千円	代かき期：5月6日～5月20日 普通期：5月21日～9月6日	団：遠田貝沼用水樋管 H24.1 会津北部土地改良区 ※水利使用規則に基づき 9月7日以降は揚水機の運転を停止する。

管理対象施設名	河川	造成主体	所有	管理形態	受益面積(ha)	諸元・付記
遠田貝沼揚水機場 及び導水路	日橋川	福島県	土地改良区	譲与	206.6	渦巻きポンプ 450mm電動機132kw/渦巻きポンプ 350mm電動機75kw VUφ500～600V 1φ ライン 分水工N=2 最大取水量0.567m <sup>3</sup> /s

#### (3) 遠田第二揚水機維持管理事業

内 容	事業費	かんがい期間	水利使用規則(期間10年)
会津北部土地改良区維持管理事業計画に基づき、対象施設を適正に維持管理し、かんがい用水を供給する。	947千円	代かき期：5月6日～5月20日 普通期：5月21日～9月6日	団：遠田第二揚水機 H22.1 会津北部土地改良区 ※水利使用規則に基づき 9月7日以降は揚水機の運転を停止する。

管理対象施設名	河川	造成主体	所有	管理形態	受益面積(ha)	諸元・付記
遠田第二揚水機	日橋川	福島県	土地改良区	譲与	29.7	渦巻きポンプ 250mm電動機15kw 最大取水量0.088m <sup>3</sup> /s

#### (4) 基幹水利施設管理事業 八方頭首工 操作管理受託事業

内 容	事業費	受託施設諸元						
		河川	造成主体	所有	管理者	形態	受益面積(ha)	諸元
喜多方市、北塩原村、会津坂下町が管理者である国営八方頭首工の操作管理業務を受託する。	3,806千円	押切川	農林水産省	農林水産省	喜多方市 北塩原村 会津坂下町	受託	2,768.3	可動堰 河川ゲート4門 取水工両岸 最大取水量5.851m <sup>3</sup> /s

## (5) 大平沼発電事業

内 容	事業費	発電所施設諸元					付記
		河川	造成主体	所有	形態	諸元	
国営会津北部農業水利事業で造成された大平沼発電所の管理を受託し発電事業を実施する。 発電収益により関連施設の電気料を賄うとともに他の土地改良施設維持管理経費の負担軽減を実施する。	26,816千円	濁川	農林水産省	農林水産省	受託	最大出力 570kW 計画発生電力 3,200Mwh/年	令和2年度 売電見込額 35,100千円  ①購入電気料金 充当予定額 6,500千円 ②土地改良施設管理経費 充当予定額 9,000千円

## 2. 地区面積および組合員数

市町村 項目	喜多方市			北塩原村	会津坂下町	湯川村	計
	旧喜多方市	旧塩川町	旧熱塩加納町				
地区面積 (ha)	2,802.4	1,218.6	590.1	4,611.1	161.3	7.9	1.4
田	2,779.5	1,218.6	543.8	4,541.9	161.3	7.9	1.4
畠	22.9	0.0	46.3	69.2	0.0	0.0	69.2
組合員(人)	2,209	813	558	3,580	153	37	1
							3,771

## 3. 関連事業実施計画

## (1) 国営会津北部かんがい排水事業

地区名	区分	全 体 計 画	令和元年度まで	令和2年度計画	令和3年度以降	付 記
会津北部	内容	国営造成施設 保全対策工	八方・下台・関柴 幹線保全対策 八方頭首工保全対策 機側計装機器更新 頭首工実施設計	八方頭首工保全対策工 大平沼小水力発電所 改修2期（3年国債）	国営造成施設 保全対策工	【負担割合】 国 66.66% (2/3) 県 17.00% ※H30から19.34%
		測量試験費	頭首工実施設計	測量試験費	測量試験費	市町村 8.17% 受益者 8.17%
		營繕費等事務費	營繕費等事務費	營繕費等事務費	營繕費等事務費	
	事業費	5,688,000千円	1,965,000千円	770,000千円	2,953,000千円	工期 H28～R5(8年間)

## (2) 県営水利施設等保全高度化事業

地区名	区分	全 体 計 画	令和元年度まで	令和2年度計画	令和3年度以降	付 記
会津北部	内容	県営造成 頭首工 用水路 施設機械保全対策工	三吉用水路 松野本外3頭首工 電気計装設備更新 綱取頭首工護床工改修	半在家外2頭首工 電気計装設備更新	県営造成施設 保全対策工	【負担割合】 国 50.00% 県 25.00% 市町村 8.00% 受益者 17.00%
		測量試験費	実施設計	慶徳頭首工 土木施設改修 測量試験費	測量試験費	
	事業費	500,000千円	141,000千円	80,000千円	279,000千円	工期 H30～R4(5年間)

## (3) 市町村営事業【土地改良区への支援・関連施設の管理事業】

事業名		事業費	事業実施主体	付 記
基幹水利施設管理事業 八方頭首工		4,378千円	喜多方市 北塩原村 会津坂下町	土地改良区への操作委託費 3,489千円 国30%県30%市町村20% 組合員負担 20%
国営造成施設管理体制整備促進事業		8,300千円		多面的経費支援 補助対象 通常管理経費の37.5%以内 国50%県25%市町村25% 組合員負担なし

## (4) 県営日中ダム管理事業

年度 事業費	施設管理者 / 持分	管理 形態	持分 事業費	負担対象 事業費	組合員 負担額	付記	ダ ム 諸 元	
							造成	付 記
118,557 千円	治水	県土木部 【代表】	47.5%	所有	56,314 千円	—	—	阿賀野川水系押切川 農地受益面積 4,558.0 ha
		農水	県農林 水産部	49.0%	管理 受託	58,093 千円	57,436 千円	16,006 千円
	上水	市水道課	3.0%	所有	3,557 千円	—	—	農林 水産省
		東北自然 工芸(株)	0.5%	所有	593 千円	—	—	【非洪水期 11月1日～6月13日】 満水位 標高 480 m 総貯水量 24,600千m3 有効貯水量 23,100千m3
内訳 人件費 22,160千円								【洪水期 6月14日～10月31日】 満水位 標高 463 m 洪水調整容量 11,000千m3 農業用水容量 11,300千m3 水道用水容量 800千m3
運営費 41,169千円								
整備費 55,228千円								
								国営 かんがい 排水事業 押切川 総合開発 事業

土地改良法改正に伴い、令和2年度から複式簿記会計方式を導入しました。

一般会計及び特別会計を再編し、旧一般会計、旧3水系(日中ダム等・遠田貝沼等・遠田第二)維持管理事業特別会計、旧決済金特別会計、旧国営造成施設管理体制特別会計、旧基幹水利施設管理事業特別会計の7会計は一般会計へ統合されました。また、積立金特別会計7会計も、一般会計へと統合し、今後は予算執行と合わせ、貸借対照表等の財務諸表により決算報告いたします。

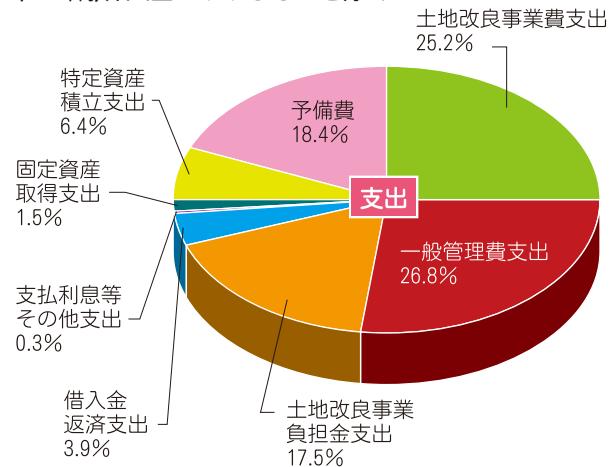
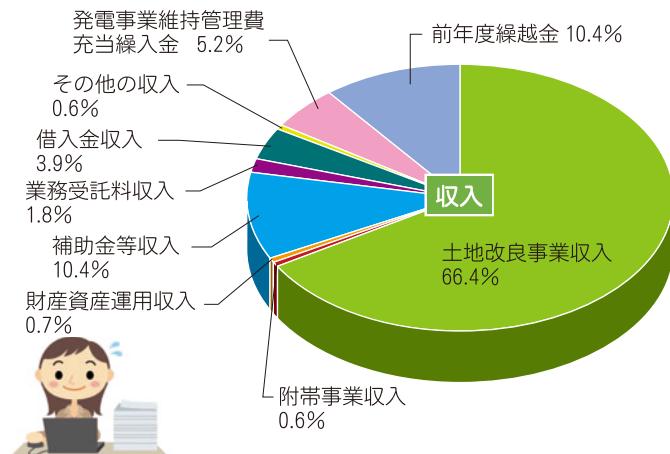
## 一般会計

収支予算額 791,410千円

項目	予算額 千円	付 記	項目	予算額 千円	付 記		
土地改良事業収入	115,391	経常賦課収入 一般経常 維持管理 特別賦課収入	106,698 51,978 54,720 6,971	土地改良事業費 支出	43,715	日中ダム水系基幹 遠田貝沼揚水等基幹 遠田第二揚水機 八方頭首工受託業務	35,037 3,925 947 3,806
附帯事業収入	1,100	電柱敷地料・手数料		一般管理費支出	46,637	運営事務費 事務所費	44,227 2,410
基本財産運用収入	1,090	賃借料					
特定資産運用収入	110						
補助金等収入	18,161	国造管体事業・ダム管理補助		土地改良事業 負担金支出	30,487	日中ダム管理費関連 (13,500+2,510) 県営事業分担金 市町村営事業負担金	16,010 13,600 877
業務受託料収入	3,171	八方頭首工操作受託料					
借入金収入	6,800	県営水利整備事業分担金充当		借入金返済支出	6,846	日本政策金融公庫	
特定資産取崩収入	61	決済金積立資産取崩		支払利息	259		
その他収入	904			その他支出	202		
		発電事業土地改良施設 管理費充当額 9,000		固定資産取得支出	2,680	車両運搬・器具取得	
他会計繰入金	626,597	閉鎖特別会計繰入金 16,800 閉鎖積立金特別会計繰入金 600,797		特定資産積立支出	628,650	令和2年度 積増額 11,053	
前年度繰越金	18,025			予備費	31,934		

## 一般会計構成比

※閉鎖特別会計(16,800千円)閉鎖積立金特別会計(600,797千円)繰入金にかかるものを除く



## 大平沼発電事業特別会計

収支予算額 110,800千円

項目	予算額 千円	付 記	項目	予算額 千円	付 記
発電事業収入	35,100	年計画発電量 3,200Mw	発電事業支出	24,021	発電所管理費
			一般管理費支出	2,250	発電事業一般管理費
特定資産運用収入	1	預金利子	固定資産取得支出	300	器具取得
特定資産取崩収入	3		国庫納付金支出	1	国庫返納
その他収入	3		その他支出	3	
他会計繰入金	67,514	閉鎖積立金特別会計繰入金	他会計繰出金	9,000	土地改良施設管理費充当額
前年度繰越金	8,179		特定資産積立支出	70,309	
			予備費	4,916	

旧大平沼小水力発電所特別会計は、国庫補助事業で造成した発電所の発電事業会計であり、一般会計と明確に区別して経理を実施しなければならないため、会計名を大平沼発電事業特別会計と変更し、発電事業の積立金会計である大平沼小水力発電所整備補修引当金等積立金特別会計は大平沼発電事業特別会計へ統合しました。

## 令和2年度 賦課基準

	前期	後期
賦課発行	6月19日	9月18日
納付期限	7月21日	10月22日

賦課金は維持管理事業計画(県知事認可)に定める3水系の維持管理事業、国・県営大規模基幹的施設保全対策事業、県営日中ダム管理事業受益者負担金、改良区運営費等の主要な財源です。

今後も発電事業による売電、国・県補助事業の積極的取組みにより組合員の維持管理費負担軽減を図ります。

## 10aあたり賦課基準額

賦課金は4月1日現在の土地改良区土地原簿面積で算定します。

賦課種別		賦課金 総額 (千円)	対象 面積 (ha)	10aあたり賦課単価(円)		発行日	納付 期限日	付記
経常賦課	一般経常賦課金	51,919	4,699.2	年度単価	前期	後期		
		69.2		330	田	550	田	550
	一般経常無行帰沼賦課金	59	13.5	440	畠	165	畠	165
	日中ダム水系基幹施設 維持管理賦課金	49,848	4,531.8	1,100	田	440		前期 6月19日
	遠田貝沼揚水機等 基幹施設維持管理賦課金	3,925	206.6	1,900	畠	550	畠	550
	遠田第二揚水機維持管理賦課金	947	29.6	3,200	田	950	田	950
特別賦課	日中ダム水系基幹施設 県営・団体営事業賦課金	5,160	4,523.9	114	田	1,600	田	1,600
		7.8		55	畠	114		後期 9月18日
	関柴南部県営事業償還賦課金	188	73.5	257	田	257	田	55
	諏訪県営事業償還賦課金	669	3,325	1,000			田	1,000
		3,954		854			田	854
	諏訪県営事業暗渠排水償還賦課金	148	1.1	1,301			田	1,301
	諏訪県営事業客土償還賦課金	38	1.9	1,998			田	1,998
	天井沢県営事業償還賦課金	286	55.1	519			田	519
	天井沢県営事業 暗渠排水償還賦課金	37	4.2	879			田	879
	天井沢県営事業客土償還賦課金	3	0.3	1,226			田	1,226
	天井沢県営事業 区画整理 第1工区償還賦課金	10	0.8	1,343			田	1,343
	天井沢県営事業 区画整理 第2工区償還賦課金	25	0.6	4,328			田	4,328
	沼川地区事業賦課金	45	11.7	385	田	385		前期 6月19日
	反田県営事業 償還賦課金	334	39.2	853			田	853
	反田県営事業暗渠排水償還賦課金	5	0.6	750			田	750
	反田県営事業客土償還賦課金	23	0.7	3,000			田	3,000

賦課金納付には口座振替を是非ご利用ください。【ご利用できる金融機関】

- JA会津よつば管内各支店(喜多方中央・喜多方・熱塩加納・塩川・北塩原・広瀬)
- ゆうちょ銀行

通帳からの振替日(口座引落日)は納付期限と同日、前期7月21日・後期10月22日です。  
お手数をお掛けしますが、納付期限の前日までに、ご確認のほどよろしくお願ひいたします。

【お問合せ窓口】  
総務課 賦課徴収係  
0241-22-7356

領収書は大切に保管してください。

領収書の再発行はいたしかねます。賦課金納付証明書には1件100円の手数料が必要です。

期限内の納付を



納付期限を過ぎますと日数に応じて年率9.3%が過怠金として加算されてしまいます。期限内の納付をお願いいたします。

# 会津北部農業水利事業

広報誌発行によせて

会津北部農業水利事業建設所は国営会津北部かんがい排水事業の実施主体です

**農林水産省東北農政局 会津南部農業水利事業所  
会津北部農業水利事業建設所 和田 孝 所長 ご挨拶**

会津北部土地改良区の組合員のみなさまにおかれましては、日頃より、会津北部農業水利事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り心から厚く御礼申し上げます。私自身も着任2年目となり、また、本年度から事業の後半に入りますので、今後の主要施設の整備方針など、関係機関のみなさまとの綿密な調整に努めるとともに、地元のみなさまとの対話をより重視し、事業を進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

本事業も、平成28年度に着工してから令和元年度までの進捗率は、事業費ベースで約35%となっており、昨年度は、八方頭首工の改修工事、大平沼小水力発電施設の更新工事など、主要施設の工事に着手いたしました。また、八方頭首工の改修工事に係る非かんがい期の水路維持用水の取水にあたっては、多大なご支援とご協力をいただき、ありがとうございました。引き続き、左岸側の工事の実施にあたっても、地元のみなさまにご理解とご協力をいただきつつ、工事の安全対策を徹底し進めて参ります。

さて、事業着工後、5年目となる本年度は、八方頭首工の改修工事、大平沼小水力発電施設の更新工事を着実に進めるとともに、大平沼小水力発電施設の更新工事に関連する大平沼小水力発電施設ヤード造成工事と大平沼放流ゲート改修工事の実施、更に、下台頭首工ゲートの改修工事、日中幹線用水路の改修工事に着手する予定です。

工事の実施に際しましては、多くの方にご不便、ご迷惑をおかけすることと思いますが、何卒、本事業へのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

建設所は、11名体制と少ない人員ではありますが、職員一丸となって地域の農業の発展のため、本事業の推進に努めて参りますので、引き続き、ご支援ご協力を賜りますよう重ねてお願ひ申し上げます。

最後になりますが、今後の会津北部土地改良区の益々のご繁栄をお祈り申し上げ挨拶といたします。

## 1. 国営かんがい排水事業の進捗状況

※ 令和元年度補正予算0.43億円+令和2年度当初予算7.70億円の計

総事業費 56.88億円	令和元年度まで 19.70億円	令和2年度 8.13億円 ※
<b>【全體計画】</b> ①日中ダム・大平沼 関柴ダム取水施設の改修 ②松野・八方・下台・塩川頭首工の改修 ③日中・八方・下台・関柴・塩川 幹線用水路の改修 ④水管路施設の更新 ⑤大平沼小水力発電施設の更新 関柴小水力発電施設の新設	<b>【実施状況】</b> ①大平沼取水ゲートの改修 ②八方頭首工の改修工事 ③八方・下台・関柴幹線用水路 の改修工事 ④非常用発電施設の更新工事 ⑤大平沼小水力発電施設の更新工事 ⑥日中幹線用水路の調査設計 ⑦水管路施設の調査設計	<b>【実施予定】</b> ①大平沼放流ゲートの改修工事 ②八方・下台頭首工の改修工事 ③下台・日中幹線用水路の改修工事 ④大平沼小水力発電施設の更新工事 ⑤大平沼小水力発電ヤード造成工事 ⑥日中ダム取水等の調査設計

## 2. 会津北部農業水利事業建設所 職員紹介

氏名	役職	担当業務	出身地
和田 孝	所長	総括	青森
吉田 弘明	工事課長	副総括	富山
佐川 裕司	技術専門官	対外協議・工事関係・調査設計	宮城
三星由未※	庶務係員	庶務関係	福島
高橋 猛	用地補償係長	用地補償関係	新潟
佐藤 吉信	行政専門員	用地補償関係	福島
渡直樹	設計係長	予算管理・調査設計・工事関係・対外協議	埼玉
金子 一好※	工事係長	調査設計・工事関係・対外協議	山形
浅野 侑也	工事係員	調査設計・工事関係・対外協議・工事事務	宮城
菊池 直子	非常勤職員	庶務関係	福島
五十嵐 孝	非常勤職員	運転手	福島

※ 4月から着任しました。よろしくお願いします。



## 関連事業実施状況

### 国営会津北部かんがい排水事業

令和元年度は

八方頭首工 河川ゲート塗装2門、下流エプロン・護床工の改修  
大平沼 取水塔取水ゲート保全対策 機側操作盤更新 非常用予備発電設備更新  
下台・松野・塩川頭首工 非常用予備発電設備の更新

八方幹線9号分水分水ゲート更新 等が実施されました。

なお、大平沼小水力発電所は令和元年度より3年国債にて水車発電機の製作を開始しています。

平成28年に着手した国営会津北部かんがい排水事業は4年を経過し、関係機関のご尽力で順調に進捗しています。

#### 国営八方頭首工

施設管理者：喜多方市・北塩原村・会津坂下町

受益面積 2,768.3 ha

造成 昭和59～61年度 農林水産省

八方頭首工で取水した農業用水は八方幹線用水路を通り、分水工、田付川、姥堂川大塩川へ分水放流して、下流の頭首工で再取水して農地へ配水します。日中ダムのかんがい用水を各地域へ配水するための重要な施設です。左岸用水路は八方ため池を経由して農業用水を供給するとともに、喜多方市中心市街地の生活用水としても利用され、土地改良施設の多面的機能を発揮しています。



△令和元年度 長寿命化対策工事

#### ▽工事の状況



令和元年度は右岸側河川ゲート2門の塗装及び下流護床工・エプロンの保全対策工事が実施されました。

令和2年度は左岸側河川ゲート2門等の工事が実施される予定です。

仮設工が完了するまでの間、通水が停止しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### ▽施行前 劣化状況 (塗装劣化・エプロン摩耗・護床ブロック流出)



## 大平沼取水塔

凍結防止装置更新・開閉器分解整備



## 日中幹線制水工

モータ内部ユニット交換



## 大平沼予備発電施設更新



八方幹線9号分水工・ゲート更新



## 下台頭首工予備発電施設更新

施工前



## 県営水利施設等保全高度化事業 会津北部地区

本事業は平成30年に事業採択、実施3年目となりました。国営附帯県営かんがい排水事業によって造成された頭首工の施設機械計測機器の更新および保全対策、支線用水路の長寿命化保全対策工事が予定期5年で実施されます。令和元年度は綱取頭首工の護床工事等が実施されました。

今後も頭首工・支線用水路などの土木工事を予定しています。工事中は仮設工設置などで非かんがい期の通水を停止する場合がございます。ご理解とご協力をお願いいたします。

## 県営綱取頭首工

施設管理者：会津北部土地改良区（譲与）

造成 昭和58～62年度 福島県

受益面積 328.2 ha

耶麻郡北塩原村大塩川にある綱取頭首工で取水した農業用水は綱取用水路（県）を通り、八方幹線用水路17号分水工（国）から補給水と合わせ、北塩原村、喜多方市熊倉町、関柴町、塩川町へ配水されます。頭首工の維持管理と取水量の調整は土地改良区が直接実施し、集落間の分水は綱取八方17号水利委員会で調整しています。

## ▽施工前 護床工流出状況



## △工事完了

発注：福島県会津農林事務所  
施工：義建工業（喜多方市）

## かんがい用水の運用

水は大切な資源です。ルールを守って利用しましょう！  
掛け流しはやめましょう！

代かき期最大量 通水期間 5月 6日から5月20日  
普通期量 通水期間 5月21日から9月 6日

かんがい用水運用は、降雨量や気象状況、ダム貯水量や河川流況を総合的に勘案しながら、ダム放流量、頭首工取水流量、分水工流量、揚水機取水流量を判断し、河川法により許可された水利使用規則に基づき用排水維持管理委員会及び水利委員会と協議調整して実施しています。

用水量調整のご要望は、上流の状況をご確認のうえ、地域の水利委員会・水利委員を通して、土地改良区へご連絡ください。配水計画に基づき運用するため個人のご要望にはお応えしかねます。



### 用排水維持管理委員会

本委員会は受益地域内における用水運用配分を円滑に実施するために組織されています。

(敬称略)

水利委員会名	委員長氏名	行政区	水利委員会名	委員長氏名	行政区
八方幹線1.2.3号分水	岩本 和盛	松山町（中村）	松野右岸用水路	内島 康雄	慶徳町（堀出）
八方幹線4.5.6号分水	菊地 良明	岩月町（上岩崎）	慶徳左岸用水路	飯塚 幸知	塩川町（能力）
八方幹線8号分水	原 稔	岩月町（大沢）	慶徳右岸用水路	梁田 孝	慶徳町（新宮）
下台八方幹線9号分水	村岡 泉	岩月町（稻村）	日中幹線1.2.3号分水	遠藤 昭人	熱塩加納町（日中上）
八方幹線11号分水	東條 正人	関柴町（下勝）	日中幹線4号分水	遠藤 義人	熱塩加納町（根岸）
八方幹線13号分水	原 好雄	関柴町（小松）	日中幹線5.6号分水	山口 功	熱塩加納町（五目）
綱取八方幹線17号分水	伊藤 正一	熊倉町（熊倉上）	日中幹線7.8号分水	若菜 信男	熱塩加納町（田中）
諏訪頭首工	安藤 達也	塩川町（宮ノ目）	半在家頭首工	原 純一	熱塩加納町（半在家）
三吉幹線	渡部 公仁	塩川町（中ノ目）	堂畠頭首工	手代木 義一	豊川町（堂畠）
一の堰頭首工	三橋 信一郎	豊川町（一の堰）	中江堰	高橋 利信	上三宮町（下三宮）
塩川幹線用水路	吉田 滋喜	塩川町（第六）	宇津野栗生沢堰	宇川 君男	熱塩加納町（栗生沢）
松野本右岸用水路	飯野 浩正	上三宮町（五分一）	沼 川	菊地 善一郎	岩月町（治里）
松野左岸用水路	佐藤 将士	豊川町（綾金）	遠田貝沼	星 清太郎	塩川町（下遠田）
			遠田第二	福王寺 與行	塩川町（下遠田）

担当代表理事 山田 義人 担当理事 岩崎 茂治 猪俣 孝司

遠田貝沼揚水機場管理人 佐瀬 恒男 下遠田 遠田第二揚水機管理人 星 慶喜 下遠田

日中ダム水系施設巡視嘱託員 菅沼 和博

【お問合せ窓口】  
事業管理課  
0241-22-7356

該当する水系の水利委員会と調整のうえ、管理対象施設の取水量を変更します。

なお、水量変更後の地域間の分水調整は、水利委員会・水利委員・集落役員の方々にお願いしています。

変更量に合わせた分水調整を適宜行ってください。

日中ダムの放流量は農側施設管理者である福島県農林水産部と土地改良区で協議し、放流量を決定しています。

かんがい用水は無限ではありません  
限りある貴重な資源であり財産です

先達の努力の結晶であり、日中ダム造成など施設整備への投資と組合員みなさまの維持管理経費負担によって配水されています。

水田への掛け流しは、他の組合員への迷惑となり用水不足の原因となりますのでお止めください。

各地域の取り決めと水利委員会の指示に従ってご利用ください。



掛け流しはお止めください



水路にゴミを捨てないで  
不法投棄は犯罪です



刈草の管理は徹底してください  
下流のみなさんが困っています



## おしらせ

## 水利委員会・土地改良区 代かき用水最大量 通水

例年、代かき用水の最大量通水に合わせて各地域の水利委員会の立会のもと、流量の調整を実施しています。



一の堰水利委員会



松野右岸水利委員会



塩川幹線水利委員会



八方幹線1・2・3号水利委員会



遠田貝沼水利委員会

少雪の影響が懸念されましたが、ほぼ例年同量を通水することができました。水利委員会の皆様、早朝よりご協力ありがとうございました。

## 日橋川（国土交通省直轄区域）排水樋門点検実施

6月から10月の洪水期に備え、日橋川において、遠田貝沼・遠田第二水利委員会と土地改良区の合同で国土交通省阿賀川



河川事務所の直接管理区域にある排水樋門の動作点検が実施され、施設は問題なく動作しました。  
水利委員会の皆様ご協力ありがとうございました。

## 任期満了に伴う 総代・役員 改選の年です。

## 令和2年度は任期満了に伴う、総代・役員（理事・監事）改選の年です。

総代改選は、平成31年4月施行、改正土地改良法によって従来の公職選挙法に基づく選挙管理委員会の管理から、令和元年12月知事認可・定款附属書総代選挙規程により土地改良区自らの管理で実施します。詳細な日程は理事会で決定後にお知らせいたします。総代任期は令和2年12月15日から令和6年12月14日の4年です。

役員改選は、定款附属書役員選任規程により、被選任区毎に役員候補者推薦、新総代の代表で組織する役員推薦会議にて総代会提出議案が審議され、総代会において議決決定し選任されます。役員の任期は令和3年1月20日から令和7年1月19日の4年です。なお、員外監事制の導入義務により組合員監事定数が3名から2名へ減となり、定数は組合員監事2名 組合員外監事1名で計3名となりました。理事の定数は組合員理事12名 組合員外理事2名 計14名で変更はありません。

会津北部土地改良区 | 検索

<http://www.aizuhokubu.or.jp/>

## 令和2年度 人事異動

立川 基毅 事業管理課 技師  
(旧) 総務課 賦課徴収係主事 会計係兼務

遠藤 龍輔 総務課 賦課徴収係主事 会計係兼務  
(旧) 事業管理課 技師

新規採用職員

新明 なつみ  
総務課 庶務係主事  
早く仕事を覚えられるよう一生懸命頑張ります。  
よろしくお願ひいたします。  
旧市内 (18才)



## 事務局体制

事務局長 兼務 事業管理課長  
湯浅 裕治

総務課長 兼務 会計主任  
鈴木 秀優

事業管理課長  
(湯浅事務局長兼務)

総務課 会計係  
係長 須田 恵香

事業管理課  
係長 磯部 和孝

総務課 賦課徴収係兼会計係  
主事 遠藤 龍輔

事業管理課  
技師 立川 基毅

総務課 賦課徴収係  
主事 菊地 悠樹

事業管理課  
技師 川口 貴也

総務課 庶務係  
嘱託職員 中川 由紀

総務課 庶務係  
主事(新採用) 新明 なつみ

# 忘れずに届出ください

土地改良区の組合員資格や土地原簿の変更（組合員の権利、賦課金納付等の義務）は法務局・市町村窓口・農業委員会・中間管理機構などでの手続きでは変更できません。

忘れずに土地改良区に関係書類の届出をして、手続きを行ってください。



- 農地を異動したとき  
(売買・利用権設定・中間管理事業・交換)
- 組合員が亡くなられたとき  
(相続、未登記の法定相続を含む)
- 農業者年金の受給や農業経営を後継者へ移譲したとき
- 生前一括贈与・住所等を変更したとき

## 組合員資格得喪の通知

【土地改良法第43条】義務

土地改良区の組合員（土地改良事業・維持管理事業を含む 参加資格者）となるのは、管内農地の耕作者(使用収益権者)または所有者（未登記の法定相続含む）です。 【土地改良法第3条】

組合員として権利義務を取得される方が、当該農地の耕作者か所有者かは、任意であり強制ではありません。所有者・耕作者・中間管理機構などで、誰が組合員となるか話し合い、組合員が変更となる場合は組合員資格得喪通知の届出を必ず提出して、土地改良区の手続きを完了してください。

福島県農業振興公社(中間管理機構)による中間管理権設定の場合も同様です。 【土地改良法第43条】

なお、耕作権（中間管理権含む）が設定された土地について、引き続き所有者が組合員となる場合農業委員会への届出と承認が別途必要となりますので、お手続きをお願いします。



## ※ご注意ください!! 農地の滞納賦課金は新組合員へ継承されます※

賦課金は土地原簿をもとに農地へ賦課します。利用権設定・売買・相続（法定相続・未登記含む）などで権利が異動した際、その農地に未払の賦課金があった場合、権利を取得した方に納付義務が継承され、承継組合員がその農地の滞納賦課金・過怠金を納付しなければなりません。未登記や届出の不履行、耕作権新規設定または解除でも、賦課金の納付義務は承継組合員にあります。 権利異動の際は特にご注意ください。

【土地改良法第42条・第113条】

- 農地を農地以外に転用するとき
- 農地が公共事業によって買収されたとき

## 農地転用等の通知 地区除外申請

「農地転用許可申請に要する意見書交付願」の申請期日は毎月20日です。

期日前までの申請であっても当該月末までに意見書交付をお約束するものではありません。申請はお早めにお願いいたします。意見書交付には 決済金の納付・現地確認手数料・同意書発行手数料の納入が必要です。

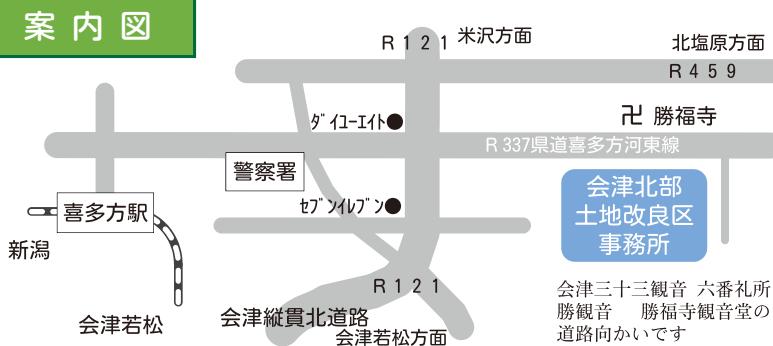
公共事業による買収転用に伴う地区除外においても地区除外申請手続・決済金納付が必要ですのでご注意ください。

### 【令和2年度 決済金単価】

●日中ダム水系地区決済金	102,600円／10a
●遠田貝沼水系地区決済金	20,000円／10a
●遠田第二水系地区決済金	33,000円／10a

※特別賦課金対象農地である場合は  
別途相当分が加算されます。

### 案内図



〒966-0017

福島県喜多方市

関柴町三津井字前田454-1

TEL : 0241-22-7356

FAX : 0241-22-7396

URL : [www.aizuhokubu.or.jp](http://www.aizuhokubu.or.jp)

E-mail : [info@aizuhokubu.or.jp](mailto:info@aizuhokubu.or.jp)

業務時間 (土日祝日除く)  
午前8時30分から午後5時15分まで